## 屋外広告物における例外許可に関する関係法令等(抜粋)

## 姫路市屋外広告物条例

(許可の基準)

- 第5条 市長は、広告物等が次の各号のすべてに該当する場合に限り、前条第1項の許可をすることができる。
  - (1) 第 10 条第 1 項の規定に違反しないものであること。 **禁止地域**
  - (2) 第11条第1項から第3項までの規定に違反しないものであること。 禁止物件
  - (3) 第12条各号に掲げる広告物等に該当するものでないこと。 禁止広告物
  - (4) その他規則で定める基準に適合するものであること。 規則6条
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、姫路市景観・広告物審議会(姫路市景観・広告物審議会条例(平成20年姫路市条例第48号)第1条に規定する姫路市景観・広告物審議会をいう。以下「審議会」という。)の意見を聴き、地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認める広告物等については、前項第4号の規則で定める基準に適合しない場合であっても、前条第1項の許可をすることができる。

## 景観・広告物審議会条例

(デザイン部会)

- 第11条 審議会に委員の一部及び専門委員をもって構成するデザイン部会を置く。
- 2 審議会は、デザイン部会に次に掲げる事項について調査審議させるものとする。
  - (1) 姫路市都市景観条例第20条の2及び第20条の5の規定による協議に関する こと。
  - (2) 姫路市都市景観条例第20条の7の規定による勧告及び公表に関すること。
  - (3) 姫路市都市景観条例第13条第1項の規定に基づく景観計画に定められた行為の制限に関する事項のうち景観形成基準の適用除外に関すること。
  - (4) 姫路市屋外広告物条例第5条第2項の規定による許可に関すること。